

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、大野城心のふるさと館（以下「心のふるさと館」という。）の事業運営の支援を行うボランティア（以下「会員」という。）の組織としてふるサポの会を設置し、心のふるさと館を通じた会員のふるさと大野城への理解促進及びふるサポの会の活動の充実を図ることを目的とする。

(会員の対象者)

第2条 会員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 心のふるさと館の事業及び運営に関心があり、第5条に規定する活動に意欲的に取り組むことができる者
- (2) 16歳以上の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者

(入会等)

第3条 ふるサポの会に入会しようとする者（以下「入会希望者」という。）は、ふるサポの会入会申込書（様式第1号）を市長に提出し、第9条第1号に規定する入門研修（次項において「入門研修」という。）を受講しなければならない。この場合において、未成年者が入会しようとするときは、保護者の同意を得るものとする。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、入門研修の受講を確認した上で、ふるサポの会の入会を認めるものとする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、会員に会員証を交付するものとする。

4 会員は、会員登録の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(退会)

第4条 会員は、ふるサポの会を退会しようとするときは、ふるサポの会退会申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(活動の内容)

第5条 ふるサポの会の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 常設展示、企画展示等における館内ガイド
- (2) 市内に点在する文化財等のガイド
- (3) 心のふるさと館におけるイベント等の運営支援
- (4) 心のふるさと館における教育普及活動の支援
- (5) 心のふるさと館内の安全保持
- (6) 心のふるさと館内ショップの運営支援
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(活動の時間)

第6条 ふるサポの会の活動時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、心のふるさと館においてイベント及び企画展が開催されるときは、この限りではない。

(保険)

第7条 会員の第5条に規定する活動中における事故については、大野城市が加入する傷害保険又は損害賠償保険によりその全部又は一部を補償するものとする。

(報償)

第8条 市長は、会員が第5条に規定する活動を行ったときは、1日当たり700円を当該会員に支払うものとする。

(研修)

第9条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、次の研修を行うものとする。

- (1) 活動を適正かつ円滑に行うための入門研修
- (2) 活動に必要な専門知識を習得するためのスキルアップ研修
- (3) その他市長が必要と認める研修

(活動報告会)

第10条 市長は、ふるサポの会の活動に関する報告会を活動した年度終了後3月以内に行うものとする。

(会員の取消し)

第11条 市長は、会員が次のいずれかに該当するときは、当該会員の資格を取消することができる。

- (1) 会員が死亡したとき。

- (2) 会員の所在が不明となったとき。
- (3) 第4条に規定するふるサポの会退会申請書が提出されたとき。
- (4) 心身の健康上の理由から第5条に規定する活動に支障があると認められるとき。
- (5) 第5条に規定する活動中に政治活動又は宗教活動を行ったとき。
- (6) 第5条に規定する活動中の接客対応が適切でなく、他人の迷惑となる行為を行ったとき。
- (7) 第5条に規定する活動中に営利を目的とした行為を行ったとき。
- (8) 第5条に規定する活動を2年以上行っていないとき。
- (9) その他心のふるさと館の運営及びふるサポの会の活動に際し、不適切な行為を行ったと認められるとき。

(守秘義務)

第12条 会員は、ふるサポの会の活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を終了した後も同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為等)

- 2 この要綱の規定による会員の登録及び研修その他ふるサポの会実施上必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和2年8月6日要綱第52号)

この要綱は、令和2年8月6日から施行する。